

第 34 回防火管理検討会議事録

1. 日 時： 2025 年 3 月 31 日（月） 10 時 00 分～12 時 20 分
2. 場 所： 一般社団法人 日本電気協会 C 会議室（Web 併用会議）
3. 出席者（敬称略，順不同）
出席委員：永田主査(東京電力 HD)，香川副主査(関西電力)，磯野(日本原電)，
越膳(電源開発)，鈴木(消防大学校)，鶴田(秋田県立大学)，
橋本(九州電力)，原田(四国電力)，平田(北海道電力)，松永(中国電力)，
三浦(東北電力)，村島(原子力安全推進協会)，村松(中部電力)，
吉岡(北陸電力) (計 14 名)
代理出席者：なし (計 0 名)
欠席委員：なし (計 0 名)
常時参加者：高田(東京電力 HD) (計 1 名)
説明者：岩崎(関西電力) (計 1 名)
オブザーバ：なし (計 0 名)
事務局：梅津(日本電気協会) (計 1 名)

4. 配布資料

- 資料 No.34(1)-1 防火管理検討会委員名簿
- 資料 No.34(1)-2 防火管理検討会委員名簿（日程調整）
- 資料 No.34(2) 第 33 回防火管理検討会 議事録（案）
- 資料 No.34(3)-1 火災防護検査他指摘事項一覧
- 資料 No.34(3)-2 JEAG4103 火災防護指針における補償措置について
- 資料 No.34(3)-3 公設消防との連携状況に関するアンケート結果

5. 議 事

事務局より，本検討会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後，永田主査より開催の挨拶があり，その後議事が進められた。

(1) 代理出席者，委員定足数，常時参加者，説明者，オブザーバ，配布資料の確認

事務局より，委員出席者数は 14 名である旨報告があり，分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項の決議条件の委員総数の 3 分の 2 以上の出席者数を満たしていることが確認された。常時参加者 1 名及び説明者 1 名の紹介の後，配布資料の確認があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より，資料 No.34(2)に基づき前回議事録の紹介があり，正式議事録とすることについて，分科会規約第 13 条（検討会）第 15 項に基づき決議の結果，特にコメントはなく，出席委員の 5 分の 4 以上の賛成で承認された。

(3) 改定後の運用確認と次回改定に向けた課題確認

永田主査より、資料 No.34(3)シリーズに基づき、前回検討会以降の原子力規制検査における指摘事項及び火災防護に係る補償措置についてについて説明があった。

また、香川副主査及び橋本委員より、関西電力及び九州電力における指摘事項について補足説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 火災感知器のうち、消防法や建築基準法に基づくものとは別に、新規制後に設置したものが発報した場合の運用について確認していきたい。高線量下に設置したものの誤報の可能性等、特異な場所に設置した火災感知器について公設消防との相互理解が課題と考える。
- ・ JEAG4103-2021 における消火設備機能維持の記載については、現状の運用を反映しきれていない箇所もあるのではないかな。
- ・ 火災感知器が故障した場合の補償措置については、異なる 2 種類の感知器のうち 1 種類が故障した場合、もう 1 種類の健全性確認での担保、他位置の感知器やカメラにより代替監視などの方策がとられている。
- ・ 原子力発電所の建屋は、建物というより過去の米国などの草創期は原子力潜水艦などの考えと同等に船舶のような構造物と考えていた。通常の建物であれば火災があれば避難するが、船舶や原子力発電所ではそれができない。また、原子力発電所の建屋内では、火災発生場所とは負圧管理などで異なる箇所に設置した火災感知器が発報することがある。
- ・ 設置する感知器を増やすのが、一番シンプルな対策ではある。また、当該エリアに設置している機器の重要度に応じて、優先順位を付けた対応が必要ではないかな。
- ・ 運用側としては、感知器が故障した場合にも要求される時間内に消火活動ができるようにいかに代替手段を講じるかが重要と考える。
- ・ BWR は運転中の格納容器内の感知器が故障した場合、原子炉運転中は交換等の対応はできない。停止したのちの対応となるが、保守作業などで窒素雰囲気空気を置換した際の火災リスクを考慮すれば、当該エリアは感知器の交換をしてから他の作業を実施するべき。
- ・ PWR の CV 内の高放射線環境にさらされる感知器については、線源との間に遮蔽体を設置する対策が考えられるが、感知機能自体に影響がないか確認が必要ではないかな。
- ・ 感知器の代替として監視パトロールがあるが、頻度の設定については火災による事象進展や当該エリアの設備等、根拠が必要。解説 6-3 に記載の事項が基本になる。
- ・ 場所によっては人間の代わりに、ドローンで監視する方法もあるのではないかな。
- ・ 故障した機器の種類や設置場所等は、データベース化してもよいのではないかな。
- ・ 九州電力の指摘事項については、計画線量自体の設定についても消防活動との制約が生じるのであれば検討が必要ではないかな。

- ・ 実施している事業者もいるが、閉鎖空間へ空気呼吸器を装着した状態で入室するような訓練は実施したほうが良い。各社の状況について情報交換が有用であり、資料34(3)-3を各社見比べてみて確認してもらいたい。今後も意見交換していきたい。
- ・ 米国で呼吸器を使用した消防訓練後に死亡した事例もある。呼吸器を装着した状態で高温環境下は負担がかかるので、訓練者の健康管理は重要である。
- ・ 今般林野火災が多発している。対応について意見交換をしていきたい。
- ・ 海外事例調査に含められれば、調査してもよいのではないか。

<総括>

- ・ 実火訓練は有用であり、各社の情報を確認し共有しつつ標準化の必要性について議論を継続する。
- ・ 今般の林野火災の多発を含め、外部火災への運用について確認し意見交換を行う。

(4) その他

次回防火管理検討会は来年度上期中を目途に開催したい。定期的な確認になるが上期中に JEAG4103 の改定要望についても確認する。また、海外事例調査の実施ニーズについてもアンケートを検討していく。

開催の詳細は、事務局で調整して別途連絡する。

以 上